

日本学生支援機構

給付奨学金

採用時説明資料

● 給付奨学生証 (給付奨学生採用決定通知)

※「給付奨学生のしおり（全体版）」は日本学生支援機構のホームページに掲載しています。
必ず確認するようにしてください。



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/siori/index.html>

- 給付奨学生としての心構え
- 知ってほしいこと



- （１） 給付奨学金制度について、十分に理解してください。**
- （２） 学校から奨学金の説明を受け、支給中の手続きなど、学校の指示を守ってください。**
- （３） 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。**

知ってほしいこと

採用後の手続きについて

在籍報告（毎年4月・10月）



給付奨学生のしおり
2ページ、23ページ

（採用初年度は、10月）

※期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は、
給付奨学金の振込みが止まります。

適格認定（家計）（毎年10月）

給付家計急変採用の場合は、
3か月ごと



給付奨学生のしおり
29ページ

※確認の結果、奨学金の支給を停止することや支給額が変わることがあります。
10月以降の支援区分は、スカラネット・パーソナルで確認してください。

適格認定（学業）（毎年学年末）



給付奨学生のしおり
3ページ、27～28ページ

※学業成績等を総合的に審査し、給付奨学金継続の可否等を判断します。
結果によっては、給付奨学金の支給が廃止や停止となることがあります。
また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

自宅外通学の取扱いについて



給付奨学生のしおり
11～13ページ

- 自宅外通学の給付月額の支給を受けるためには、学校に申し出て、所定の用紙（「通学形態変更届(自宅外通学)」）と証明書類（アパートの賃貸借契約書や入寮許可証のコピー等）を提出してください。

※自宅外通学の要件：日本学生支援機構ホームページの「自宅外通学要件確認チャート」を確認。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>



- 所定の用紙や証明書類に基づいて、自宅外通学の給付月額の支給が可能か審査が行われ、審査完了後に自宅外通学と認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

※提出が遅れた場合は、証明書類が提出された月から自宅外通学の給付月額に変更されます。速やかに不備なく書類をととのえてください。

※証明書類の提出期限は必ず学校に確認してください。



● 他の国費（※）による給付金との重複

奨学生本人が他の国費（※）による給付金を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。他の国費による給付金を受ける場合及び受給が終了した場合は学校に申し出てください。

※「教育訓練支援給付金」、「訓練延長給付」、「技能習得手当及び寄宿手当」、「職業訓練受講給付金」、「高等職業訓練促進給付金」、「職業転換給付金訓練手当」

● 在留資格等の変更（外国籍の場合）

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、証明書類の提出が必要です。所定の用紙（給付奨学金「在留資格証明書類」提出書）と証明書類（「在留カード」のコピー等）を学校に提出してください。

※在留資格の要件：法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（将来日本に永住する意思のある人に限る。）、家族滞在（一定の要件を満たす者に限る。）

家計が急変した場合



給付奨学生のしおり
15～16ページ

定期的な募集（春・秋、予約採用）により給付奨学金の支給を受けていても、以下の予期できない事由により家計が急変した場合は、**家計急変採用の取扱いへと変更**することができます。速やかに学校に相談してください。

- A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業に限る。）
- D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
 - ①上記 A～C のいずれかに該当
 - ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- E：本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった

※家計急変採用の取扱いに変更した後は、3ヶ月ごとの支援区分の見直しがあり、変更前の定期的な募集による採用の取扱いへと戻すことはできません。

連絡が必要なとき

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

☐ 改氏名	☐ 振込口座の変更
☐ 退学	☐ 通学形態の変更 (自宅通学・自宅外通学)
☐ 休学・留学※学籍が「休学」の場合・復学	☐ 転学・編入学
☐ 他の国費受給	☐ 転学部（科）
☐ 停止（奨学生による申出）	



給付奨学生のしおり
11ページ、17～22ページ



スカラネット・パーソナル（スカラPS）とは



給付奨学生のしおり
36～38ページ

奨学金情報を確認したり、各種届出などの手続きができます。
「在籍報告」の提出もスカラPSを通じて行います。



スカラPS

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



ログイン・
新規登録ボタン

奨学生として採用されたみなさんへ



給付奨学生のしおり
4～5ページ

日本学生支援機構の奨学金は国が実施する**給付型の奨学金**です。

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※ 振込日は、4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- **学校に在籍していることを定期的に日本学生支援機構に報告**する必要があります。しっかりと内容を確認のうえ、正確に報告してください。
- 奨学金に関する説明は、必ず確認し、書類の**提出期限は守って**ください。
- **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口**に届け出てください。
- **給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。⇒「併給調整」**

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。